

# 新型コロナウイルス感染拡大予防対策 ガイドライン

令和2年6月 1日策定

丸文松島汽船株式会社

## 感染予防策～お客様や社員を感染させないための方策～

### 1. 感染防止のための基本的な考え方

社内で感染者が確認されていない状況下においては、感染者を船舶・オフィスに入れないための「水際対策」が極めて重要である。また、万が一感染者が船舶やオフィスに入ってしまったとしても他人に感染させない対策を講じる必要がある。

旅客船分野に関する、船舶の運航（地上支援を含む。）や港の管理・運営は、旅客船業界が社会活動を維持するために必要不可欠な地域経済・観光サービスを担っており、単に感染拡大を防止するだけでなく、最低限の事業継続も確保する必要がある。このため、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や旅客の動線や接触等を考慮したリスクを評価し、そのリスクに応じて、接触の回避や対人距離の確保、換気や消毒の実施等に留意して、徹底した感染予防策を行うこととする。

### 2. 講じるべき具体的な対策

#### ●従業員等向けの対策

旅客船分野に係る丸文松島汽船株式会社は、次の点に留意しつつ、従業員・職員向けの感染予防策に取り組むものとする。同居している家族等にも下記と同様の対策を働きかける。

##### （1）健康管理

・「水際対策」においては、従業員が感染しているか否かを自らが確認し、感染疑いがある場合は会社に出社しないこと、また感染していない従業員については、今後も感染しないよう各自が注意して生活することが重要である。

##### 【以下の感染予防策を徹底する】

・毎朝の健康確認と検温の実施を義務付ける。その結果、37.5度以上の発熱症状が認められた場合は、自宅待機とする。

・鼻汁、喉の痛み、咳の症状が認められる場合は、入社前に会社（上司）に連絡の上、その原因が不明な場合はまず病院に行くこととする。

・勤務中に発熱等の風邪症状が見られた従業員等についても、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。

・発熱等の風邪症状により自宅待機となった従業員等の健康状態を毎日確認すること。

また発熱等の風邪症状により自宅待機となった症状に改善が見られない場合や息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、病院や保健所、帰国者・接触者相談センターへの相談を指示すること。

・ウイルス駆除の免疫力低下を防ぐため十分な睡眠をとり体力維持に努める。

## (2) 通 勤

- ・ 時差出勤等、人との交わりを低減する取組みを行う。また、取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの取組みを説明し、理解・協力を求めることなど、営業活動についてはテレワークを積極的に活用すること。ただし、船舶の安全航行及び円滑な業務の実施等に支障をきたす懸念がある業務については、柔軟に対応し、必要な場合は上司又は会社に相談すること。
- ・ 公共交通機関を利用する従業員等には、マスクの着用やウィルスが付着している可能性のある手すりやつり革には安全問題がない場合は極力触れない。また、会話をなるべく控えること等を徹底すること。
- ・ 実情に応じた方策を行うこと（具体的には、自家用車通勤の利用促進、利用交通 機関や同乗者の情報記録、等）。

## (3) 勤 務

- ・ 従業員等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底すること。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置すること。
- ・ 従業員等が、一定の距離（できる限り2 m、最低1 m。以下同じ。）を確保するよう努めるなど、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行うこと。
- ・ 従業員等に対し、勤務中のマスク着用を促すこと。加えて、旅客との応対や清掃作業を行う従業員等に対しては、手袋等の装着を促すこと。特に複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底すること。また、安全確保上必須ではないサービス業務（預入受託手荷物のピックアップなど）について、一時中止を含め、適宜見直しを行うこと。
- ・ 朝礼や会議などは、オンラインや小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにすること。その他、ロッカー使用時間の工夫等により、混雑や接触を可能な限り抑制すること。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること。
- ・ 業務範囲に応じて可能な場合には区域を整理（ゾーニング）し、連絡には携帯電話やメール等を極力活用することにより、従業員等が不必要に他の区域との往来をしないようにすること。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

## (4) 休憩・休息

- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても一定の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を

行うなど、3つの密を防ぐことを徹底すること。

- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、一定の距離を確保するよう努めること。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにすること。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄・消毒するなど特段の対応を図ること。（使い捨ての紙コップ・割り箸を推進）

#### （5） 設備・器具

- ・ 業務中に従業員等が触れる機器について、従業員等が交代するタイミング等に、消毒を行うこと。
  - ・ 洗面所備品、トイレ、蛇口、ドアノブ、ゴミ箱、テーブル、椅子、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、手すりなどの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行うこと。また、トイレの蓋を有するトイレについては、蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
  - ・ トイレにおいてハンドドライヤーは止めること。代替としてペーパータオルの設置を検討すること。
  - ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉すること。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員等は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底すること。
  - ・ 船舶内全体や事務所及び個別の業務スペースの換気に努めること。
  - ・ マスク、消毒液等の物品に係る備蓄状況を把握すること。
- （※ 機器の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該機器に最適な消毒液を用いること。）

#### （6） 部外者の立ち入り

- ・ 船長室・機関室など、不要不急な部外者の立入りは行わないこと。

#### （7） 従業員等の意識向上

- ・ 従業員等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

#### （8） その他

- ・ 衛生管理責任者（又は各事業所においてその役割を指示されたもの）と保健所との連絡

体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力すること。

- ・ 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守すること。

## ●利用者向けの対策

旅客船分野に関係する事業者は、次のとおり、利用者向けの感染予防策に取り組むものとする。

### (1) マリンゲート塩釜・松島海岸レストハウスにおける感染拡大予防策

・ 建物内にある各施設の管理者は、次の取組みに留意しつつ、建物の管理者や地方自治体と連携して感染予防策に取り組むとともに、これらの対応を行うことについて、各社の HP 等において、利用者に対して事前周知を行うこと。

・ ホームページ、SNS、ポスター、デジタルサイネージ等を活用した利用者への注意喚起と建物内における消毒液の設置や、アナウンス及びポスター掲示等による手洗いやマスク着用をはじめとする咳エチケット等の感染対策の要請。

・ 発熱等の症状がある場合は、建物内の利用を厳に慎んで頂くことについて、館内アナウンスや、入口におけるポスター掲示等を活用して利用者に周知すること。

・ 利用者が手指消毒に利用可能な消毒液等については、建物入口・乗船券発売所など適切な場所に設置すること。

・ 強風等やむを得ない場合を除き、自動ドアを優先的に運用し、手動で開閉するドアの運用は必要最小限とすること。

・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること。

・ 利用者に対してマスク着用を要請すること（幼児及び着用が難しい理由のある利用者を除く）。

・ 可能な限り換気を行うこと。特に、換気の悪い場所については立入禁止とすること。

・ 待合所等のテーブル・椅子について、「三つの密」を回避する観点から、配置の見直し、一部席の使用禁止等を行うこと。

・ 乗船券発売所にて、利用者に対するサーモグラフィーを用いた体温測定を実施したいところではあるが、対象者数に応じた方法により体温測定を実施することが望ましく、少なくとも体調不良と思われる利用者が確認された場合は、体温測定を実施すること。体温測定の結果、37.5℃以上の発熱があり、咳や倦怠感等の症状が見られるなど感染症が疑われる場合は、乗船の自粛を要請すること。また同等の内容をカウンター前にポスター、ポップ等で事前周知を行うこと。

・ 乗船券発売所など、利用者が列を作る場所については、床に一定の間隔（できるだけ2m、最低1m。以下同じ。）ごとに利用者が待つ場所の目安を示すなどにより、列に並ぶ利用者同士の間隔の確保を促すこと。

- ・乗船券発売所、案内所、売店等については、必要に応じ、アクリル板や透明ビニールカーテン等により、従業員と利用者の間を遮蔽すること。
- ・利用者に対応する従業員は、マスク・保護眼鏡又はフェイスシールド着用を原則とするとともに、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗い等を行うこと。
- ・待合所の椅子、テーブル、手すり等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。

## **(2) 遊覧船乗船場（屋外棧橋）**

- ・下船者優先を守り、業務の効率性を損なわない範囲で、旅客同士の間隔を空けること。
- ・棧橋従事者は、マスク・保護眼鏡又はフェイスシールド着用を原則とするとともに、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗い等を行うこと。
- ・旅客が待つ棧橋通路に一定の間隔を示すマークやカラーコーン（コーンバー等）を設置し、列に並ぶ旅客同士の間隔の確保を促すこと。また長蛇の列にならないよう、必要に応じて人数制限すること。
- ・ポップやポスター等を掲示し、飛沫感染防止の為、旅客同士の会話を控えるよう促すこと。
- ・乗船の際、旅客に対して手指のアルコール消毒とマスク着用を要請する。  
(幼児及びマスク着用が難しい理由のある旅客を除く)
- ・乗船基準の遵守と安全を前提として、棧橋従事者と旅客、手荷物の接触が必要最小限となるように乗船業務を実施すること。

## **(3) 船舶内における感染拡大予防策**

- ・旅客に対してマスク着用を要請する。(幼児及びマスク着用が難しい理由のある旅客を除く)
- ・座席間隔の前後左右を広げ、ソーシャルディスタンスを推進する。
- ・船内のテーブル・椅子について「三つの密」を回避する観点から、配置の見直しや使用禁止等を行うこと。
- ・航行中、停泊中 定期的に客室内の窓を3分以上開放し、空気の循環、換気を行うこと。
- ・船舶内（客室、トイレ等）を定期的に消毒・洗浄すること。  
(ドアノブ・座席・肘掛け・テーブル・手すり・窓ノブ・蛇口など旅客が触れる場所)
- ※蓋のあるトイレについては、蓋を閉めてから汚物を流すようポップにて案内表示すること。
- ※トイレについては一航海毎に洗浄すること。
- ・物販については必要最小限の販売とし、旅客との接点を最小限とするよう、サービスの簡素化を工夫すること。
- ・販売提供者はマスク・保護眼鏡又はフェイスシールド着用（必要に応じてビニール手袋）

を原則とするとともに、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗い等を行うこと。

- ・船舶内で息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状が見られる者が発生した場合の対応として、隔離スペースを設けるなどの手順を明確にすること。
- ・中型船は飛沫感染を防止するため、操舵席と客席の間にビニールカーテンを張り隔離すること。

#### （４）その他

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、対応する従業員においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。
- ・後日 乗船者の中からウィルス感染者が発生した場合、同日の同乗者にウィルス発症の連絡が出来るよう乗船券発売所にて QR コードを準備し、旅客に登録を促すこと。
- ・ウィルス感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、情報提供など適切に対応すること。

=====  
政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定である「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 5 月 4 日変更版）では、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5 月 4 日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組みを進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係 団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。」とされたところである。

「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめた本ガイドラインに基づき対応するものとする。なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

=====